

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人青森県理学療法士会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

2 当法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、理学療法士の人格、倫理及び学術技能を研鑽し、青森県の理学療法の普及向上を図るとともに、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法の学術・技能向上に資する事業
- (2) 理学療法を通じて、医療・保健・福祉の増進に資する事業
- (3) 理学療法学術大会、研修会、講習会、研究会等の開催に関する事業
- (4) 理学療法に関する国際交流に資する事業
- (5) 理学療法士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事業
- (6) 理学療法に関する刊行物の発行及び調査研究事業
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第3章 会員

(資格)

第6条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 青森県内に勤務又は居住し理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137)第3条の規定による理学療法士の免許を有する者で、当法人の目的に賛同したもの。
- (2) 準会員 当法人の趣旨に賛同し、本法人の発展に寄与しようとするものの中から、理事会で承認を得たもの。
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体。
- (4) 名誉会員 当法人に多大の功績があった正会員で、理事会の推薦を受け、社員総会の承認を得たもの。

2 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、当法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利(会員名簿の閲覧等)
- (3) 一般法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 一般法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5) 一般法人法第52条第5項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

3 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法112条の規定にかかわらず、当責任はすべての正会員の同意がなければ免除することができない。

(正会員の資格の取得)

第7条 当法人の正会員になろうとする者は、理事会の定める入会申込書（届）により、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、会費規定において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当該会員を除名することができる。ただし、その会員に対し、総会において弁明の機会をあたえなければならない。

- (1) 当定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。但し、復会する場合は滞納した支払義務の免除は行わない。
 - (2) 総正会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
 - (4) 理学療法士の免許を取り消されたとき。
 - (5) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- 2 資格を喪失した会員には、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品を返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)ならびにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又は当定款で定められた事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 2 前項の場合における前2項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなすものとする。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事4名以上15名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、3名以内を一般法人法第91条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び執行理事は、理事会の議決によって理事の中から選定する。前項で選定された代表理事は会長に、執行理事は副会長に就任する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会の構成員となり、法令及び当定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及び当定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、当法人の業務を執行する。また会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会

の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、下記(1)若しくは(2)の事由がある場合には、いつでも社員総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び相談役)

第29条 当法人に、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会において任期を定め、たうえで選任する。
- 3 顧問及び相談役は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第35条 理事会に関する事項は、法令又は当定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産の管理・運用)

第37条 当法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の議決により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を得て、社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書（以下計算書類等という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で定時社員総会において承認を得るものとする。

2 当法人は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第40条 当法人が資金の借り入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において会員の半数以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行なおうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(会計原則)

第41条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第42条 当定款は、社員総会の議決によって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、一般法人法第148条第1号及び第2号ならびに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第9章 委員会、事務局の設置

(委員会)

第45条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその議決により委員会を設置することができる。

2 委員会に関する事項はこれを別に定める。

(事務局)

第46条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に関する事項は、これを別に定める。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事および監事)

第48条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 伊藤 和夫 川口 徹 後藤 明教 小村 博

設立時監事 山田 伸

設立時代表理事 伊藤 和夫

第49条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

伊藤 和夫 川口 徹 後藤 明教 小村 博 山田 伸

(法令の準拠)

第50条 当定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人青森県理学療法士会設立のため当定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成21年7月11日

